A　募集の趣旨・目的及び背景、案の概要・論点等

**１．案を作成した趣旨、目的及び背景**

鳴門市では、社会福祉法第１０７条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的とし、地域共生社会の実現を目指すための「理念」と「仕組み」をつくることを目的とした「鳴門市地域福祉計画」の策定を進めています。
　つきましては、素案段階での計画を公表し、市民の皆さんのご意見を募集します。提出いただいたご意見を参考に平成３０年３月末までに「鳴門市地域福祉計画」をまとめる予定です。

**２．案の概要**

本計画は鳴門市自治基本条例の理念に則り、鳴門市総合計画を上位計画とし、本市の社会福祉を多様な主体が協働して推進するうえで、『みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことが出来る地域共生社会の実現』を基本理念とし、地域福祉推進の基本的な方向性を定めるものです。一方で、高齢者や障がい者、子どもなど、各福祉分野における具体的な取組みについては、それぞれの根拠法令に基づいた分野別の計画を策定し、施策の推進・展開を行っています。そのため、個別の施策・事業については、各分野別計画に位置づけ、それらの施策が展開される地域の福祉の理念を「地域福祉計画」で示します。なお、計画期間については概ね５年としております。

**３．案を作成する際に整理した論点及び鳴門市の考え方**

計画策定において、サービスの利用者であり担い手でもある市民と様々な生活課題とその解決策を一緒に考えることが重要であると考え、そのため、鳴門市では平成２７年度に市民アンケートによる意識調査を行い、平成２８年度からは、「鳴門市地域福祉計画審議会」を設置し、公募市民と鳴門市職員、鳴門市社会福祉協議会職員から構成される「鳴門市地域福祉計画等策定市民会議」の開催や各地区での「地域座談会」の開催により、市民自身が市民と共に市民の声を聞き、地域の考え方を取り入れるという方法で計画づくりを行いました。

計画の推進にあたっては、市の関係部局・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会と連携しながら、また地域住民と協働し、それぞれがどこまでの範囲の事を実行していくかの検討も含めながら実施をしていきます。

-29-